



平成 25 年 12 月 6 日

各 位

会社名 天龍木材株式会社
代表者名 代表取締役社長 大木 洋
(コード番号 7904 名証第二部)
問合せ先 取締役管理本部副本部長 磯部正敏
TEL 053-421-1188

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議
並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 14 日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「本件プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）に係る定款一部変更及び全部取得条項付普通株式（下記「I. ②」において定義いたします。以下同じです。）の取得に係る各議案を臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議し、また、種類株式発行に係る定款一部変更及び全部取得条項に係る定款一部変更に係る各議案を当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたので、お知らせいたします。なお、種類株式発行に係る定款一部変更及び全部取得条項に係る定款一部変更に係る各議案については、当社の第 1 種優先株式を有する株主様全員から書面同意を取得しております。

この結果、当社普通株式は、株式会社名古屋証券取引所市場第二部（以下「名証二部」といいます。）の上場廃止基準に該当することになりますので、本日から平成 25 年 12 月 29 日まで整理銘柄に指定された後、平成 25 年 12 月 30 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を名証二部において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、平成 26 年 1 月 7 日を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主の皆様（但し、当社を除きます。）をもって、その所有する全部取得条項付普通株式を、平成 26 年 1 月 8 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株

につき新たに発行する当社A種種類株式を1,265,000分の1株の割合をもって交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、本件プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の方法による、定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得（以下、併せて「本定款変更等」といいます。）について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更して、普通株式及び第1種優先株式に加えて、定款変更案第11条の8に定めるA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設いたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得することができる全部取得条項を付す旨の定めを新設いたします（以下、全部取得条項が付された当社普通株式を「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（但し、自己株式を除きます。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引き換えに、A種種類株式を1,265,000分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全て（但し、自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引き換えに、全部取得条項付普通株式の株主様（但し、当社を除きます。）に対して、取得対価として、その所有する全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を1,265,000分の1株の割合をもって交付いたします。なお、TGC株式会社（以下「TGC」といいます。）を除く株主の皆様を取得対価として割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満となる予定です。また、割り当てられるA種種類株式が1株未満の端数となる株主の皆様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、最終的には現金が交付されることとなります。

II. 各議案に係る承認決議

1. 種類株式発行に係る定款一部変更及び全部取得条項に係る定款一部変更の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本定款変更等のうち①及び②並びにこれらに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総

会及び本種類株主総会におけるそれぞれの第1号議案及び第2号議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。各議案に係る定款変更の内容は、本件プレスリリースの「I. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）」及び「I. 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-2」）」に記載のとおりであります。

(2) 定款変更の効力発生日

本定款変更等のうち①及びこれらに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決並びに当社第1種優先株式を有する株主様全員から取得した書面同意をもって本日発生しております。

また、本定款変更等のうち②の効力は、平成26年1月8日に発生いたします。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の件の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

上記③の全部取得条項付普通株式の取得は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことも含めて、本臨時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案の内容は、本件プレスリリースの「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に記載のとおりであります。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日

上記③の全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決並びに第1種優先株式を有する株主様全員から取得した書面同意により、上記②の定款一部変更の効力が生じることを条件として、平成26年1月8日にその効力が生じます。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が生じた場合、上記③のとおり、当社は、取得日に全部取得条項付普通株式を有する株主の皆様（但し、当社を除きます。）から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得の対価として、当社は、株主の皆様（但し、当社を除きます。）に対し、全部取得条項付普通株式1株と引き換えにA種種類株式を1,265,000分の1株の割合をもって交付いたします。この際、TGC以外の株主の皆様に対して取得対価として割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満となる予定です。

また、株主の皆様に対するA種種類株式の割り当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、法令に定める手続に従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件として、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たな

い端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当するA種種類株式を売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得てA種種類株式をTGCに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に75円(TGCが平成25年8月23日から平成25年10月7日まで当社普通株式に対する公開買付けを行った際における当社普通株式1株当たりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

Ⅲ. 全部取得条項付普通株式の取得等に関する日程の概要(予定)

本臨時株主総会及び本種類株主総会開催	平成25年12月6日(金)
種類株式発行に係る定款一部変更(本定款変更等のうち①)の効力発生日	平成25年12月6日(金)
当社普通株式の名証二部における整理銘柄への指定	平成25年12月6日(金)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成25年12月9日(月)
当社普通株式の売買最終日	平成25年12月27日(金)
当社普通株式の上場廃止日	平成25年12月30日(月)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成26年1月7日(火)
全部取得条項に係る定款一部変更(本定款変更等のうち②)の効力発生日	平成26年1月8日(水)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付(本定款変更等③)の効力発生日	平成26年1月8日(水)

以 上